

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年１０月１日から、消費税および地方消費税の税率が８％から１０％へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和6年度決算における地方消費税交付金の用途については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分 95,283 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 997,098 千円

(単位：千円)

事業名		令和 6 年度 決算額		社会保障 施策費 A - B	財源内訳				
		A	うち人件費等 B		特定財源			一般財源 うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
					国（県）支出金	地方債	その他		
民生費	社 会 福 祉 費	613,823	62,583	551,240	257,797	15,100	3,726	274,617	26,242
	老 人 福 祉 費	481,513	11,427	470,086	31,494	0	31,170	407,422	38,933
	児 童 福 祉 費	226,991	97,662	129,329	71,298	2,800	19,307	35,924	3,433
	小 計	1,322,327	171,672	1,150,655	360,589	17,900	54,203	717,963	68,608
衛生費	保 健 衛 生 費	346,586	50,554	296,032	4,262	0	12,635	279,135	26,675
	小 計	346,586	50,554	296,032	4,262	0	12,635	279,135	26,675
合計		1,668,913	222,226	1,446,687	364,851	17,900	66,838	997,098	95,283

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。